

現場代理人の取扱いについて（お知らせ）

国東市が発注する建設に係る請負工事において、国東市公共工事請負契約約款第10条に規定する「現場代理人」について、下記の要件に該当する場合に限り、複数の工事現場を兼任できるよう緩和措置を講じますのでお知らせします。

1 対象工事及び兼務を認める要件

- (1) 国東市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼務できる工事は2件までとし、災害時特例措置として災害復旧工事を含む場合は合計3件までとする。
- (3) それぞれの工事の請負代金額が3,500万円未満（建築一式工事のみの場合は7,000万円未満）であること。
- (4) それぞれの工事場所の移動距離が概ね15km以内であること。

2 兼務をする場合の留意点

- (1) いずれも国東市の発注する工事で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないよう連絡員を配置すること。
- (2) 兼務しようとする工事現場と常時連絡を取りうる体制にあること。
- (3) 兼務しようとする工事の工事監督員に事前に承諾を得ること。

ただし、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼務が適当でないと判断した場合は、兼務を認めないことがあります。

3 適用期間

令和2年5月12日以降の入札公告又は指名通知を行う工事について当分の間、適用するものとする。